

情報セキュリティ特記事項

受託者は、業務を処理するために使用する電子データ等の情報の取扱いにあたっては、次の事項を遵守しセキュリティに努めなければならない。

(利用場所)

委託者から業務履行のため提供された個人情報の入った電子データの利用場所は、次の1～3の条件を全て満たしていること。

1. 利用場所は日本国内であること。
2. 当該利用場所から電子データが持ち出されないよう、利用場所は物理的に施錠可能な場所に限定されていること。
3. 電子データの利用場所に存在するものが制限される又は何らかの確認行為が行われること。

(利用環境)

委託者から業務履行のため提供された個人情報の入った電子データの利用環境は、次の1～3の条件を全て満たしていること。

1. 電子データを利用するパソコン等は、ワイヤー等によって固定されていること。
2. 電子データの使用時は、利用するパソコン等機器はインターネット等の外部ネットワークに接続した状態でないこと。
3. 電子データを利用するパソコン等機器は、以下の①～④のセキュリティ対策が図られていること。
 - ① コンピュータウイルス対策
 - ② セキュリティホール対策
 - ③ 識別及び主体認証対策
 - ④ スクリーンロック等の不正操作対策

(保管場所及び保管方法)

1. 委託者から業務履行のため提供された個人情報の入った電子データの保管場所は、利用場所と同一であること。ただし、保管場所及び利用場所が異なる場合は、その理由が合理的なものであること。
2. 電子データは、施錠可能なキャビネット等で保管すること。
3. 電子データ及びそれを基に行った集計作業等によって生成される個人情報等を含む中間生成物及び廃棄物については、漏えい事故を防止するための対策が図られていること。